

「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」について

- 1 本事業は、事業主体の栄村が委託業者である（財）栄村振興公社に3本柱である「観光振興」、「加工品開発」、「伝統工芸伝承」の事業を委託して行う。
- 2 事業の推進に当たり、事業主体の村と委託業者の（財）栄村振興公社で、各事業の専門知識を有する者等を積極的に活用し、常に事業内容の検討を図る。
- 3 事業の実施主体は、（財）栄村振興公社が担う。再委託事業も含めて、事業実施提案を事業主体の村と協議し、内容の検討・決定を図る。
- 4 本事業は、雇用の形態として、委託事業者である（財）栄村振興公社が雇用する人件費（これから被災者雇用をする。）によって、残りの半分の事業費が決まってくるため、被災者雇用が発生しなければ、事業展開ができない仕組みとなっている。
- 5 早急に本事業に関わる雇用募集を行った上で、事業実施計画提案を詰めていくこととなる。
- 6 今年度は計画づくりが主体で、人件費の支出と同額の残りの事業費が支出されなくとも一向に構わないので、実施計画を練った上で、出来るものから実行に移していくこととなる。
- 7 村民の関与については、事業の具体的な実施提案のまとめ役である（財）栄村振興公社が中心となってワークショップ等を開催して、アイデア等を募りながら推進する。